

(3) 農地法第3条の許可を要しない場合

※相続などは農地法の許可が必要ありません。

農地法第3条の許可の対象とされているのは、売買契約、賃貸借契約等の法律行為に基づく所有権の移転や賃借権等の設定です。

相続によって農地を取得する場合には、農業委員会の許可は不要です。

①相続による遺産分割の場合

相続は、被相続人の死亡により相続人が被相続人の権利義務を承継するものであり、一般の売買、賃貸借権のように権利の設定又は移転のための法律行為がないことから、農地法第3条の許可の対象となりません。

また、遺産分割は、相続人が2人以上いて共同相続となった場合には、民法上の各共同相続人は一旦相続分に応じて被相続人の権利義務を継承しますが、その後の遺産分割が行われると相続開始にさかのぼって分割の効力が生ずるとされています。このように遺産分割は、相続財産を具体的に確定するための手段にすぎないことから、農地法第3条の許可を要しないこととしています。

包括遺贈及び遺産分割の場合も相続と同様に、農地法第3条の適用はなく、農業委員会の許可は不要です。

②許可を受ける必要のない権利取得の届出制度

相続等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者は、農業委員会に農地法第3条の3第1項の規定による届出書を提出しなければなりません。